

「かわまちづくり」制度を活用して

湖西市内の 浜名湖の水辺で にぎわいづくりを してみませんか？



「かわまちづくり」支援制度とは、市と地域による水辺を使ったにぎわいづくりを河川管理者が支援する制度※です。

※ 制度のポイント

- 補助金による運営費の支援を期待するのではなく、自己資金で継続できる取組が対象です。
- 市と地域で合意形成をしたにぎわいづくりの取組については、河川占用の許可要件が緩和されるメリットがあります。
 - ・民間事業者による営業活動が可能になります。
 - ・占用許可期間が10年以内に延長されます。(通常は3年以内)
 - ・市が占用を申請する場合、施設配置の自由度が高くなります。



水上アスレチック



カヌーや水遊び



キッチンカーや舟運



写真出典:国土交通省HP

▶ かわまちづくり
支援制度



にぎわいづくりの取組をしてみたい方は、下記相談問合せ先までご連絡ください

相談問合せ先

湖西市文化観光課

☎ 053-576-1230 ✉ kankou@city.kosai.lg.jp

かわまちづくり
支援制度問合せ先

静岡県浜松土木事務所

☎ 053-458-7266 ✉ hamado-kikaku@pref.shizuoka.lg.jp

浜名湖の水辺にぎわいづくり 相談申込書

太枠内に書ける範囲でご記入ください。

申込者情報

団体名／氏名	
代表者名	
住所／所在地	
連絡先	
メールアドレス	

取組の情報（予定）

取組の名称	
取組で使いたい場所	
取組の時期や期間	
取組の目的	
取組の参加者数（予定） ※1	
取組の予算 ※2	
取組の概要 ※3	
取組の主な対象	(例：市民、観光客、子供、学生等)

※1 参加者数につきましては、イベント等の来場者数等の見込を記載してください。

※2 取組の予算につきましては、必要に応じて収支予算書を添付してください。

※3 取組の概要につきましては、必要に応じて取組計画書を添付してください。

問合せ先

提出先及び申込	かわまちづくり支援制度の詳細 河川区域の占用
湖西市文化観光課 〒431-0492 湖西市吉美 3268 📞 053-576-1230 ✉ kankou@city.kosai.lg.jp	静岡県浜松土木事務所企画検査課 〒431-0929 浜松市中央区中央 1-12-1 📞 053-458-7266 ✉ hamado-kikaku@pref.shizuoka.lg.jp